

質問に対する回答書

令和8年8月21日 回答 京丹後市

施 設 名	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉			
No.	募集要項等の該当項目	質 問 事 項	回 答	摘要
1	質問 ① 業務水準書 第4 開館日、利用時間及び休館日	① 仮に指定管理を受けた場合、4月以降改装や準備のための休業準備期間を設けることは可能かどうか。(例えば、2週間程度)	改装や準備のための休業期間を設定することは可能ですが、「京丹後市弥栄あしぎぬ温泉指定管理業務水準書」に定めるとおり、開館日は「年間300日以上」を確保して下さい。 ※市が実施する改修工事等は、上記の日数から除外します。	
	質問 ②、③、④ 業務水準書 第6 業務内容	② ボイラー管理技師の資格は必要かどうか、必要であればいつまでに取得が必要か。(既存の施設運営体制で既に持っている従業員がいるかどうか)	当該施設のボイラーについては、小規模であるためボイラー技士の資格は不要です。	
		③ 温泉利用許可の手続きはいつまでに必要か	保健所への届出については、既に市として手続きが完了しています。運営者が変更となった場合でも手続きは不要です。	
		④ 公衆浴場開設許可は引き継げるという理解で良いのか	そのとおり。	
	質問 ⑤ 業務水準書 第7 業務水準	⑤ 令和5年度の指定管理者（にしがき）の時のレストランの稼働は週何日、何時～何時だったか	営業日数は、週6日です。 営業時間は、午前10時～午後2時、午後4時～午後9時です。	
	質問⑥ 参考資料4	⑥ 令和8年度4月-7月の毎月の営業日・営業時間と温泉利用者数を教えてください。	4月：15日、134時間、2,198人 5月：22日、202時間、5,559人 6月：22日、192時間、3,049人 7月：21日、186時間、6,058人 ※定休日は、水曜日、木曜日。 ※営業時間は、平日13時～21時。 土日祝は、11時～21時 ※営業終了時間は8月以降、21：30となります。	